

お知らせ

記者発表資料
配付日時

平成28年10月7日
14:00

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ 鳥取県政記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

「道の駅」の新規登録について ～「道の駅 琴の浦」が新規登録されました～

このたび、国土交通省道路局において、鳥取県内で16番目の「道の駅 琴の浦」が平成28年10月7日付けで登録されることになり、中国地方の「道の駅」は、全部で102駅となりました。

全国では「道の駅」が新たに14駅登録され、合計1,107駅になりました。
「道の駅 琴の浦」は、平成29年度のオープンを目指し、現在整備中です。

【新規登録された「道の駅」の概要】

○琴の浦

設置者：琴浦町

住 所：鳥取県東伯郡琴浦町別所1030番地1

主な特徴：

- ・ゲートウェイ機能の拠点として観光交流情報提供窓口を設置し、町内観光案内をはじめ、移住定住・就労支援など、様々な情報を専属職員が情報発信します。
- ・地域センター型である既存「道の駅」との一体的な運用で、6次産業化などによる「琴浦ブランド」の確立を推進します。

<問い合わせ先>

○「道の駅」全体に関する問い合わせ

中国地方整備局 082-221-9231（代表）：（平日・昼間）

道路部 交通対策課長 常松宏（内線4511）

【担当】道路部 交通対策課長補佐 山口克己（内線4512）

○今回登録の「道の駅 琴の浦」に関する問い合わせ

琴浦町 商工観光課 0858-55-7801（直通）：（平日・昼間）

商工観光課長 大谷浩史

【広報担当窓口】

広報広聴対策官 坂松まさ之（内線2117）

企画部 環境調整官 やまとまさゆき（内線3114）

道の駅「琴の浦」

- ◆路線名：一般国道9号 東伯・中山道路
◆所在地：鳥取県東伯郡琴浦町別所1030番地1
◆面積および施設等

- 面積：約18,000m²
- 施設：駐車場148台、トイレ33器、水産物販売所、農産物販売所、特産販売所、軽食、休憩施設、道路情報提供施設、地域情報提供施設
- 整備手法：一体型

◆オープン予定：H29年度

◆特徴

- ゲートウェイ機能の拠点として観光交流情報提供窓口を設置し、町内観光案内をはじめ、移住定住・就労支援など、様々な情報を専属職員が情報発信
- 地域センター型である既存「道の駅」との一体的な運用で、6次産業化などによる「琴浦ブランド」の確立を推進（詳細は、別添一1を参照）

イメージパース

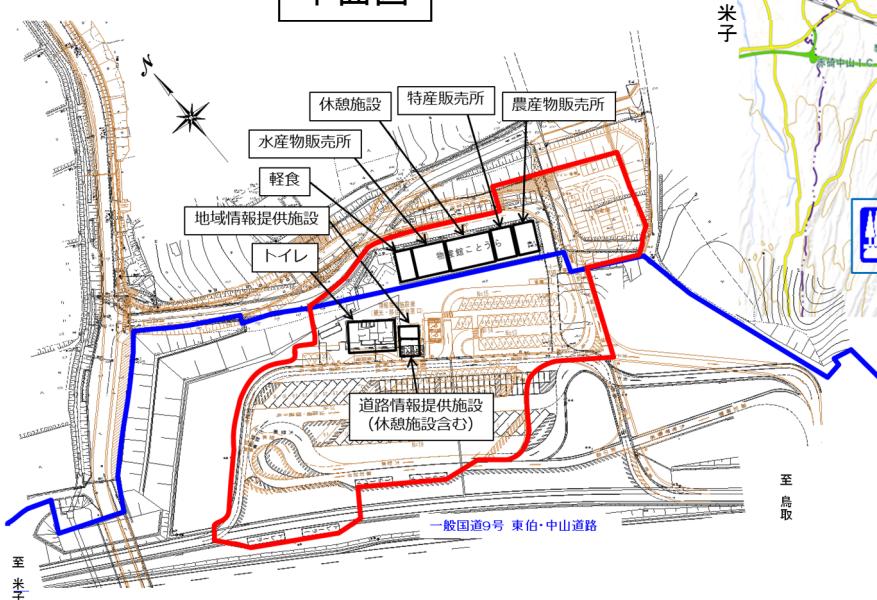


位置図



位置図

平面図



一般国道9号

一般国道9号 東伯・中山道路
(山陰道)

:道の駅区域

:道路区域

「道の駅 琴の浦」の特徴

別添－1

【ゲートウェイ機能】

○道の駅「琴の浦」に観光協会を設置し、専属職員が常駐し、町内の観光案内や既存「道の駅」へ誘導のほか、町外からのゲートウェイ機能をしています。

道の駅「琴の浦」で情報を得て、『琴浦の魅力』へ直結！！

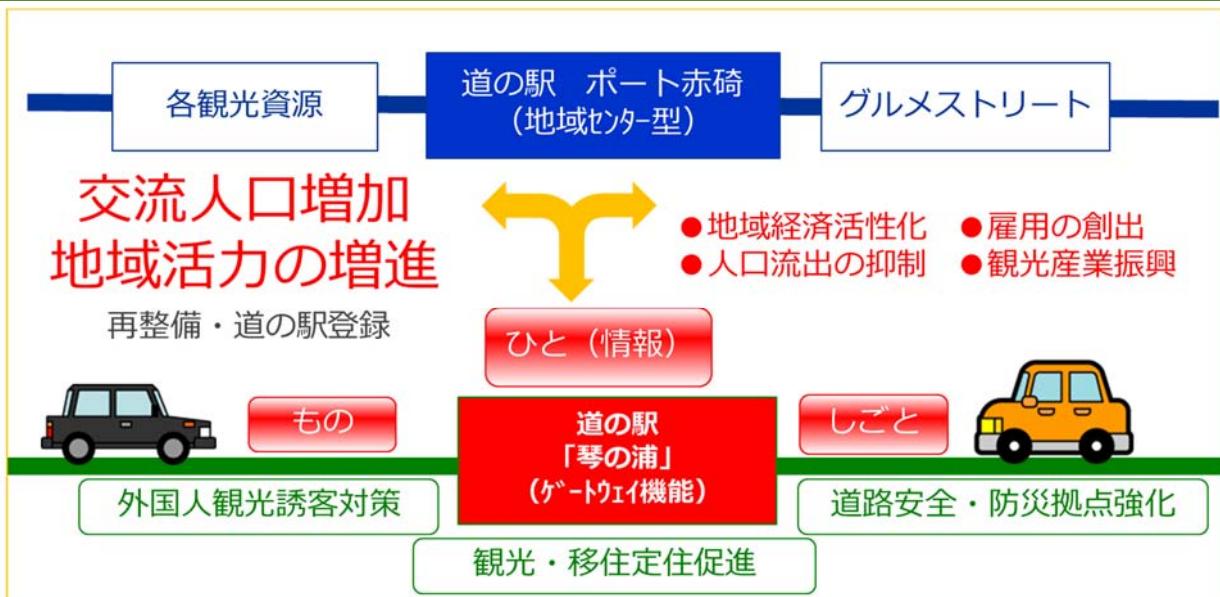
- ・道の駅「ポート赤崎」で地元向けのワンランク上の農漁産物へ
- ・神崎神社、塩谷定好写真記念館、大山乳業工場見学等の観光地へ
- ・牛骨ラーメン、あごカツカレーを堪能しに琴浦グルメストリートへ



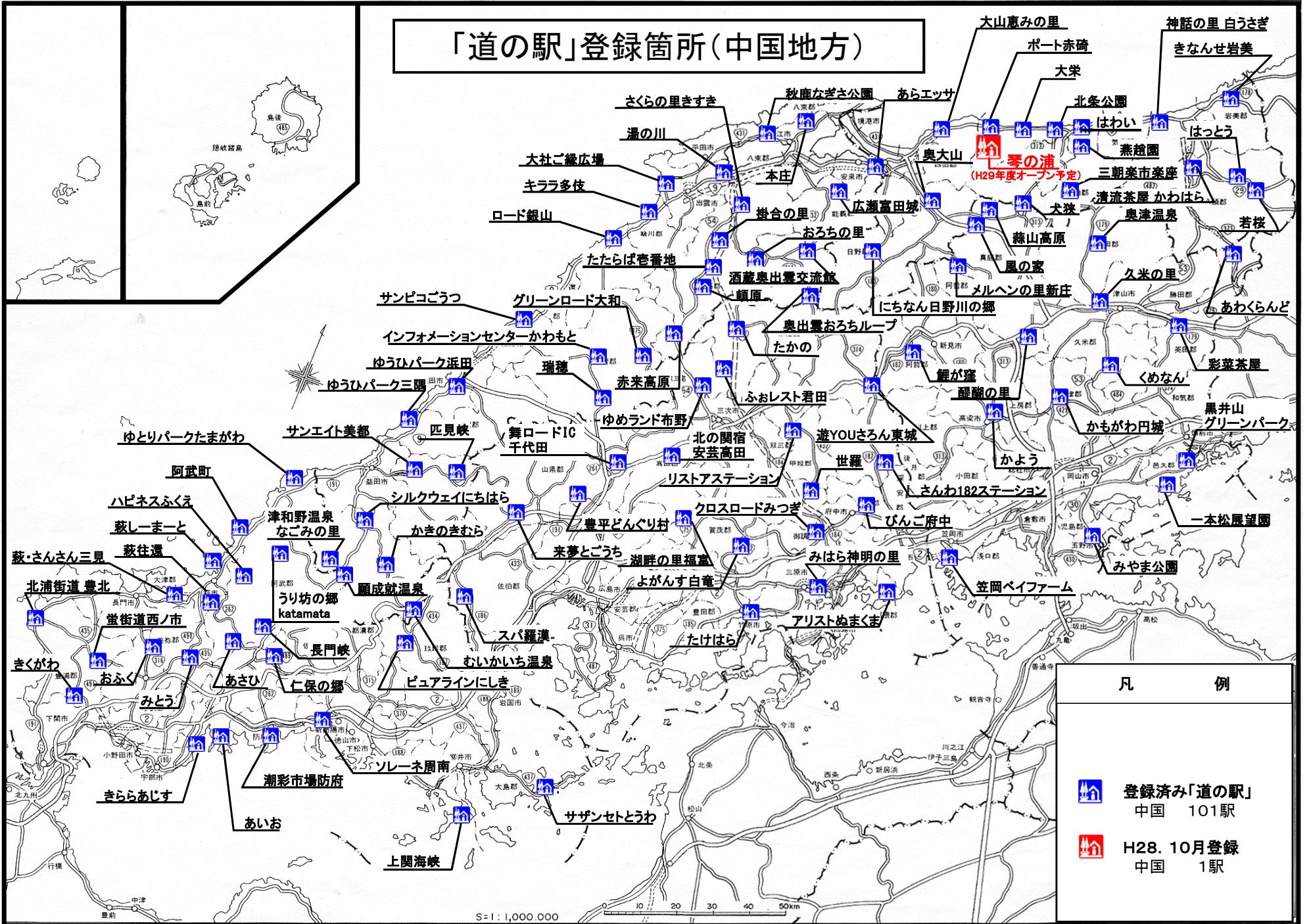
【琴浦ブランド】

○道の駅「琴の浦」と国道9号沿いの既存「道の駅」が、それぞれ異なる機能を活かしながら、一つの運営組織で一体的に地域活性化を行います。

○既存「道の駅」は、地域センターとして移動販売など地域住民の生活利便性向上を行うとともに、NPOとも連携し地域の新鮮な食材を活用した「琴浦ブランド」を確立し6次産業を推進します。



「道の駅」登録箇所(中国地方)





「道の駅」について

1. 目的

「道の駅」は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供、並びに地域振興に寄与することを目的としています。

2. 「道の駅」の基本コンセプト

「道の駅」とは、地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設で、

「地域とともに作る個性豊かなにぎわいの場」です。

3. 機能

「道の駅」は、駐車場やトイレなどの「休憩機能」、道路情報や地域情報を提供するための「情報発信機能」、地域との交流によりその地域が持つ魅力を知ってもらう「地域連携機能」の3つの機能を併せ持つ施設です。

4. 主な登録要件

(1)休憩施設

- 駐車場：道路利用者が24時間無料で利用できる十分な容量の駐車場
- トイレ：清潔で24時間利用可能なトイレ、障害者用トイレも設置

(2)情報発信施設

- ・道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供できること

(3)地域連携

- ・地域の歴史文化を紹介する教養施設、地域の特産品等を紹介する農産物直販所などの地域振興施設

(4)設置者

- ・市町村又は、市町村に代わり得る公的な団体※

※都道府県、地方公共団体が三分の一以上を出資する法人、地方公共団体が推薦する公益法人

(5)その他の配慮事項

- ・施設及び施設間を結ぶ主要経路は、バリアフリーとなっていること